

人口・社会統計部会の審議状況について
(医療施設調査)(報告)

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
		第1回	第2回	
1 計画の変更 (1) 調査事項	診療時間外に受診した患者の延数等の削除〔病院票及び一般診療所票〕			・ 適当と整理 (報告者負担の軽減を図る観点から、行政記録情報等においてより詳細な情報の把握が可能であることを踏まえた削除であり、調査の効率的実施等に寄与) 〔別紙1(3頁)参照〕
	手術等の実施状況の一部削除〔病院票及び一般診療所票〕 「全身麻酔(静脈麻酔は除く)」「内視鏡下消化管手術」「悪性腫瘍手術の部位別」の実施件数を削除			・ 適当と整理 (報告者負担の軽減を図る観点から、行政記録情報等においてより詳細な情報の把握が可能であることを踏まえた削除であり、調査の効率的実施等に寄与) 〔別紙1(4頁)参照〕
	職種別従事者数の新設等〔病院票〕 これまでの「病院報告」(一般統計調査)の従事者票による毎年調査から本調査の病院票による3年周期調査に変更			・ 適当と整理 (中間年は、行政記録情報等によって、主要な職種の従事者数の把握が可能であり、報告者負担の軽減に寄与) 〔別紙1(5頁)参照〕
	レセプト処理用コンピューターの導入状況の削除〔一般診療所票及び歯科診療所票〕			・ 適当と整理 (診療所におけるレセプト処理用コンピューターの導入状況や電子レセプト請求率等の実態を踏まえた削除であり、報告者負担の軽減に寄与) 〔別紙1(6頁)参照〕
(2) 調査方法	オンライン調査の全面的導入 オンライン調査の対象を、従来の病院に加え、全ての一般診療所及び歯科診療所に拡大			・ 適当と整理 (報告者の利便性の向上、調査の効率的実施等に寄与) 〔別紙2(11頁)参照〕
(3) 集計事項	調査事項の変更等に伴う集計事項の変更			(第2回で審議予定)
2 前回答申における今後の課題への対応状況 統計審議会答申(平成26年3月)	時系列変化の把握に配慮した調査項目の設定			(第2回で審議予定)
	病院票に係るオンライン調査の利用可能地域の拡大及び利用率の向上			・ 適当と整理 (経路機関及び病院に対するより積極的なオンライン調査利用に係る周知やオンライン調査票のチェック機能の充実等により、前回26年調査は23年調査に比べ、利用可能病院の割合の増加(約74% 約

項目	変更内容等	部会審議		審議の状況
				80%)、利用率の向上(12.6% 24.6%)) 〔別紙2(11頁)参照(再掲)〕
	<p>一般診療所票及び歯科診療所票に係るオンライン調査の本格導入の検討</p> <p>病院を対象とするオンライン調査は前々回23年調査から実施。診療所における今回29年調査からの実施を求めたもの</p>			<p>・ 適当と整理</p> <p>(診療所に対するアンケートの結果、オンライン調査希望が約35%と一定の利用が見込まれることや、コールセンターの拡充等、経路機関の業務負担軽減方策の検討・実施を踏まえた本格導入)</p> <p>〔別紙2(11頁)(再掲)〕</p>

(注) 第1回(第80回人口・社会統計部会)は平成28年12月26日(月)に開催、第2回(第82回人口・社会統計部会)は29年2月1日(水)に開催予定。答申案は第2回において審議予定

調査事項の削除・変更について

1 診療時間外に受診した患者の延数等の削除

- (1) 「診療時間外に受診した患者の延数」、「診療時間外に受診した患者のうち緊急入院した患者の延数」、「診療時間外に受診した患者のうち乳幼児（3歳未満）の延数」は、平成14年から把握しており、国や都道府県において救急医療提供体制を検討する際の基礎資料（需要（患者数）と供給（医療資源）のバランスなどの現状の把握）として活用されてきた。
- (2) 行政記録情報等（社会医療診療行為別統計及び病床機能報告）により把握可能な情報の具体的内容、今回削除予定の調査事項により把握されるデータ内容との比較については、表1のとおりである。

表1 診療時間外に受診した患者の延数等の行政記録情報等

	医療施設静態調査	社会医療診療行為別統計	病床機能報告
根拠	統計法、医療施設調査規則	高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針（平成22年12月24日厚生労働省告示第424号）第3 1(1)	医療法第30条の13、医療法施行規則第30条の33の2～6
所管	厚生労働省	厚生労働省	都道府県
時点 (周期)	10月1日現在 (3年)	6月審査分 (毎年)	7月1日現在 (毎年)
調査(集計)対象 (医療施設静態調査との相違)	病院・診療所(全数)	保険医療機関における医療保険制度のレセプトのうちNDBに蓄積されたレセプト(全数) (自費診療、労災保険等による診療や紙レセプト請求分は含まない。)	一般病床・療養病床を有する病院・有床診療所(全数) (精神病床のみの施設及び無床診療所は含まない。)
項目 [把握期間]	診療時間外に受診した患者の延数 [9月中の1か月間]	初診料・再診料の時間外加算、休日加算、深夜加算別回数 [6月審査分の1か月分]	休日・夜間・時間外に受診した患者延べ数 [前年7月1日～6月30日の1年間分]
	診療時間外に受診した患者のうち、緊急入院した患者の延数 [9月中の1か月間]	入院の初診料の時間外加算、休日加算、深夜加算別回数 [6月審査分の1か月分]	休日・夜間・時間外に受診した患者延べ数のうち、診察後直ちに入院となった患者延べ数 [前年7月1日～6月30日の1年間分]
	診療時間外に受診した患者のうち、乳幼児(3歳未満)の延数 [9月中の1か月間]	小児科外来診療料の乳幼児(3歳未満)夜間加算、時間外加算、休日加算、深夜加算別回数 [6月審査分の1か月分]	
	9月中に新たに入院した患者数 [9月中の1か月間]	有床診療所一般病床初期加算実施件数 [6月審査分の1か月分]	新規入院患者数 [6月中の1か月間]

(注1) 社会医療診療行為別統計とは、全国の保険医療機関及び保険薬局から社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会に提出され、6月審査分(5月診療分)として審査決定された診療報酬明細書及び調剤報酬明細書のうち、厚生労働省が保有する「レセプト情報・特定健診等情報データベース」(以下「NDB」という。電子データ化されたレセプトデータのみを収載)に蓄積されているもの全てを集計対象として作成している業務統計をいう。(参考1(8頁)参照)

(注2) 病床機能報告とは、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の13の規定に基づき、一般病床又は療養病床を有する病院又は一般診療所の管理者は、地域における病床機能の分化及び連携の推進のため、毎年7月1日現在で、当該病院等における病床の機能(病床数、医療従事者数、診療機器の保有状況、入院患者数等)や入院患者に提供する医療内容(手術の実施件数、救急医療の実施状況、がん・脳卒中・心筋梗塞等への治療状況等)について、所在する都道府県知事に報告することとされているものである。厚生労働省が当該報告に係る事務局となり、報告に係る全国共通サーバの保有・管理等を行っている(一部業務は外部委託)。(参考1(8頁)参照)

(注3) NDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)とは、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、国が所有するデータベースにレセプトデータ(診療報酬明細書)及び特定健診・保健指導データを収載したものである。

- (3) 調査対象範囲及び把握期間は一致していないが、社会医療診療行為別統計や病床機能報告では、本調査結果よりも詳細あるいは長期間のデータを毎年得ることができるため、救急医療の現状や全体の傾向を把握する際にはより適していると判断し、本調査から当該調

査項目を削除しても利活用上の大きな支障等は生じないものとする。

- (4) 削除予定情報については、これまで本調査を利用してきた統計利用者の利便性等を考慮し、結果の公表の際は、関連する行政記録情報等へのリンク先（厚生労働省ホームページやe-Stat〔政府統計の総合窓口〕等）の内容を併せて掲載し、他の行政記録情報や統計調査等の結果の掲載場所を案内することを予定している（参考2（9頁）参照）。

2 手術等の実施状況の一部削除等

- (1) 「全身麻酔（静脈麻酔は除く）」、「内視鏡下消化管手術」及び悪性腫瘍手術の部位別の手術件数は、都道府県が策定する医療計画^(注)における入院医療の提供体制構築等の検討に際して、二次医療圏ごとの様々な手術の実施の現状を把握するために活用されてきた。
 (注) 医療計画とは、医療法に基づき、都道府県が地域の実情に応じて医療提供体制の確保を図るために作成する行政計画（現行の第6次医療計画の計画期間は平成25～29年の5年間。次期の第7次医療計画の計画期間は平成30～35年の6年間を予定）
- (2) 行政記録情報等（社会医療診療行為別統計及び病床機能報告）により把握可能な情報の具体的内容、今回削除予定の調査事項により把握されるデータ内容との比較については、表2のとおりである。

表2 手術等の実施状況

	医療施設静態調査	社会医療診療行為別統計	病床機能報告
根拠	統計法、医療施設調査規則	高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2項の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提供する情報の利用及び提供に関する指針（平成22年12月24日厚生労働省告示第424号）第3-1(1)	医療法第30条の13、医療法施行規則第30条の33の2～6
所管	厚生労働省	厚生労働省	都道府県
時点 (周期)	10月1日現在 (3年)	6月審査分 (毎年)	7月1日現在 (毎年)
調査(集計)対象 (医療施設静態調査との相違)	病院・診療所(全数)	保険医療機関における医療保険制度のレセプトのうちNDBに蓄積されたレセプト(全数) (自費診療、労災保険等による診療や紙レセプト請求分は含まない。)	一般病床・療養病床を有する病院・有床診療所(全数) (精神病床のみの施設及び無床診療所は含まない。)
項目 〔把握期間〕	全身麻酔 実施件数 [9月中の1か月間]	診療行為別回数 [6月審査分の1か月分]	全身麻酔の手術回数 [6月診療分(7月審査分)の1か月分]
	内視鏡下消化管手術 実施件数 [9月中の1か月間]	診療行為別回数 [6月審査分の1か月分]	診療行為別回数 [6月診療分(7月審査分)の1か月分]
	悪性腫瘍手術(部位別) 実施件数 [9月中の1か月間]	診療行為別回数 [6月審査分の1か月分]	診療行為別回数 [6月診療分(7月審査分)の1か月分]

- (3) 調査対象範囲及び把握期間は一致していないが、当省が作成する社会医療診療行為別統計では、本調査で把握してきた手術等の区分よりも詳細な診療行為（手術を含む。）別に把握しており、かつ、毎年集計されていることから従来よりも詳細なデータによる傾向の把握といった観点からもより適していると考えられる。

また、都道府県では毎年、病床機能報告のデータを収集しており、各都道府県において二次医療圏別の集計表等への活用が可能であることから、これらの行政記録情報等を併用することにより、都道府県における利活用上の大きな支障等は生じないものと考えている。

- (4) 削除予定情報については、これまで本調査を利用してきた統計利用者の利便性等を考慮し、結果の公表の際は、関連する行政記録情報等へのリンク先（厚生労働省ホームページやe-Stat〔政府統計の総合窓口〕等）の内容を併せて掲載し、他の行政記録情報や統計調査等の結果の掲載場所を案内することを予定している（参考2（9頁）参照〔再掲〕）。

3 職種別従事者数の新設等

(1) 病院報告（一般統計調査）の従事者票にかかるデータは、医療に携わる人的資源の効率的な活用のため、医療施設の診療機能を的確に把握することで、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員などの需給バランスや配置基準を検討する際の基礎資料として活用されている。

(2) 行政記録情報等で把握している従事者の状況については、表3のとおりである。

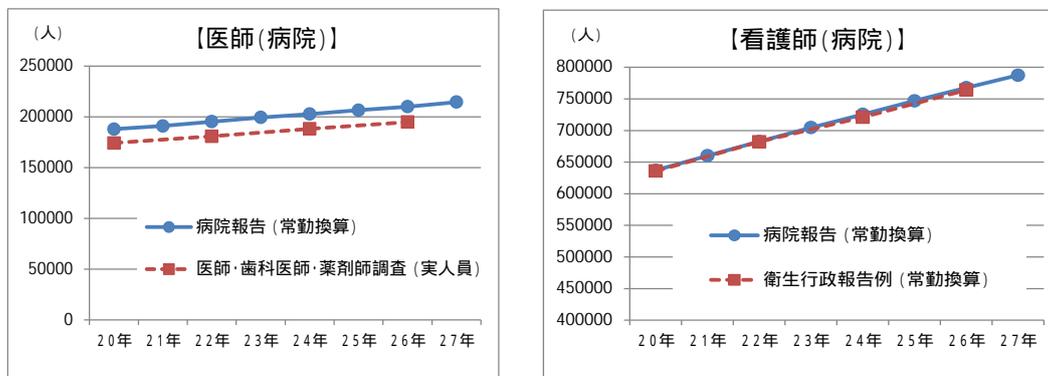
表3 職種別従事者数

	医療施設調査 (29年案)	医師・歯科医師・ 薬剤師調査	衛生行政報告例	病床機能報告	医療機能情報 提供制度	
	統計法、医療施設調査 規則	統計法(一般統計調査) [医師法第6条第3項、歯 科医師法第6条第3項、 薬剤師法第9条による届 出に基づく]	統計法(一般統計調査) [保健師助産師看護師 法第33条、歯科衛生士 法第6条第3項、歯科技 工士法第6条第3項、あ ん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゆう師に関す る法律第9条の2～4、柔 道整復師法第19条、あ ん摩マッサージ指圧師、 はり師、きゆう師に関す る法律施行規則第22 条、第24条、柔道整復師 法施行規則第17条によ る届出に基づく]	医療法第30条の13、医 療法施行規則第30条の 33の2～6	医療法第6条の3、医療 法施行規則第1条	
根拠						
所管	厚生労働省	厚生労働省	厚生労働省	都道府県	都道府県	
調査時点 (周期)	10月1日現在 (3年)	12月31日現在 (2年)	12月31日現在 (2年)	7月1日現在 (毎年)	都道府県ごとに設定 (毎年)	
報告者	病院・診療所	医師・歯科医師・薬剤 師(無職を含む免許取 得者)	都道府県	一般病床・療養病床を 有する病院・有床診療 所	病院・診療所・助産所	
報告対象の従事者	病院・診療所の従事者	無職を含む免許取得 者	病院・診療所・施設等 の従事者	一般病床・療養病床を 有する病院・有床診療 所の従事者	病院・診療所・助産所 の従事者	
就業形態・人数等の把握状況 (…実人員 …常勤換算)						
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
医師						
歯科医師						
薬剤師						
保健師						
助産師						
看護師						
准看護師						
看護業務補助者						
理学療法士(PT)						
作業療法士(OT)						
視能訓練士						
言語聴覚士						
義肢装具士						
歯科衛生士						
歯科技工士						
診療放射線技師						
診療エックス線技師						
臨床検査技師						
衛生検査技師						
臨床工学技士						
あん摩マッサージ指圧師						
柔道整復師						
管理栄養士						
栄養士						
精神保健福祉士						
社会福祉士						
介護福祉士						
保育士						
その他の技術員						
医療社会事業従事者						
事務職員						
その他の職員						

注: 1)「常勤」とは、医療施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者をいう。(医師・歯科医師については、医療施設で定めた1週間の勤務時間が32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者をいう。)
 2)「非常勤」とは、「常勤」以外の者をいう。
 3)「医療機能情報提供制度」については、必須項目のみを付した。

(3) 行政記録情報等により把握可能な職種の範囲や把握時点が完全に一致するものではないが、主要な職種、例えば、病院における医師及び看護師の職種については、表4のとおり、従事者数の変動の傾向はほぼ同じであり、また、数字的にもさほど大きな差もみられない。

表4 病院における医師数及び看護師数



注：病院報告及び衛生行政報告例の数値は常勤換算した数値であり、医師・歯科医師・薬剤師調査は、実人員の数値である。

当省では、2年周期で実施している医師・歯科医師・薬剤師調査等において、また、都道府県では毎年病床機能報告や医療機能情報提供制度において、主要な職種の従事者数について、把握可能と判断したところである。また、従事者数の変動傾向や数字的の面からみても利活用上の大きな支障等は生じないものと考えている。

(4) 医療施設静態調査を実施しない中間の年次においては、これまで本調査を利用してきた統計利用者の利便性等を考慮し、結果の公表の際は、関連する行政記録情報や統計調査等の結果の掲載場所を併せて掲載し案内することを予定している(参考2(10頁)参照)。

4 レセプト処理用コンピューターの導入状況の削除

(1) 本調査事項による調査結果の推移は、表5のとおりである。

表5 レセプト処理用コンピューターの導入状況の推移

		各年10月1日現在				
		20年	23年	26年	自由診療のみ (再掲) 実数	構成割合 (%)
一般診療所	総数	99 083	99 547	100 461	8 453	8.4
	導入している	70 014	80 289	77 107		
	導入している割合(%)	70.7	80.7	76.8		
歯科診療所	総数	67 779	68 156	68 592	929	1.4
	導入している	44 945	44 242	54 961		
	導入している割合(%)	66.3	64.9	80.1		

注：1) 総数には保険診療を行わない施設を含む。
 2) 20～23年の「導入している」は「使用している」である。
 3) 23年の「導入している」は宮城県の石巻医療圏、気仙沼医療圏及び福島県の全域を除いた数値である。

(2) 医療機関数における電子レセプト請求率(平成28年9月診療分、社会保険診療報酬支払基金)は表6のとおり、病院98.9%、一般診療所93.1%、歯科診療所87.0%となっている。また、医療機関のレセプト電子化率の推移は、表7のとおりである。

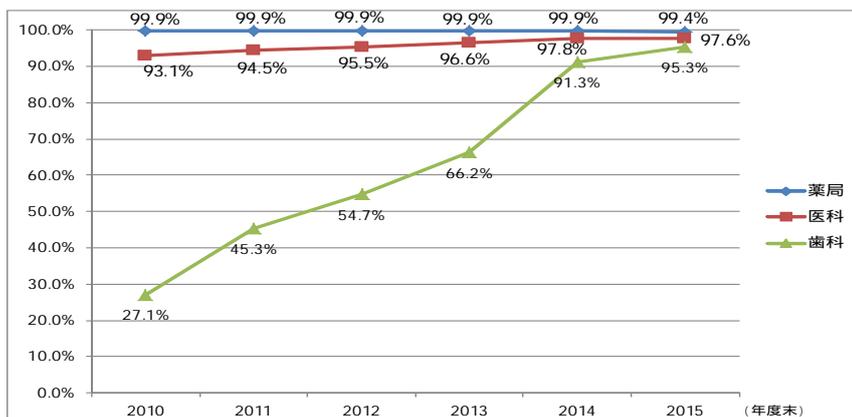
表6 平成28年9月診療分における請求内訳（医療機関数・薬局数）

平成28年10月31日現在

	医療機関数 薬局数	電子レセプトによる請求						紙レセプトによる請求		
		B	率(%) [B/A]	オンラインによる請求		電子媒体による請求		E	率(%) [E/A]	
				C	率(%) [C/A]	D	率(%) [D/A]			
A										
医科	400床以上	819	807	98.5	803	98.0	4	0.5	12	1.5
	400床未満	7,687	7,604	98.9	7,381	96.0	223	2.9	83	1.1
	病院計	8,506	8,411	98.9	8,184	96.2	227	2.7	95	1.1
	診療所	84,988	79,111	93.1	50,754	59.7	28,357	33.4	5,877	6.9
	医科計	93,494	87,522	93.6	58,938	63.0	28,584	30.6	5,972	6.4
歯科	69,431	60,401	87.0	9,875	14.2	50,526	72.8	9,030	13.0	
調剤	56,236	55,009	97.8	54,241	96.5	768	1.4	1,227	2.2	
総合計	219,161	202,932	92.6	123,054	56.1	79,878	36.4	16,229	7.4	

※各項目ごとに割合を算出しているため、率(%)の合計が不一致となる場合がある。

表7 医療機関のレセプト電子化率の推移（件数ベース）



出典：社会保険診療報酬支払基金「レセプト電算処理システム年度別普及状況」の各年データより保健統計室作成
：2010年から2014年までは基金年報であり、2015年は平成27年12月診療分の数である。

本調査事項は、レセプトコンピューターを使用して請求している医療機関を把握する上で基礎資料として利活用していたが、平成29年調査では猶予期間となっている平成27年3月31日を超過し、レセプトコンピューターによる診療報酬請求の推進を図る上で必要な情報として普及状況を把握するという調査事項の目的を達成している状況であり、また、社会保険診療報酬支払基金が公表しているレセプト請求別の請求状況（月別）により把握可能であることから、記入者負担を考慮し削除したいと考えている。

社会医療診療行為別統計にかかる レセプト情報・特定健診等情報データベースの活用

社会医療診療行為別統計にNDBを活用する目的

- 調査精度の向上
- 調査対象者の業務負担の軽減
- 調査コスト削減

社会保険診療報酬支払基金
(基金支部)

国民健康保険団体連合会
(国保連合会)

「高齢者の医療の確保に
関する法律」に基づく提出

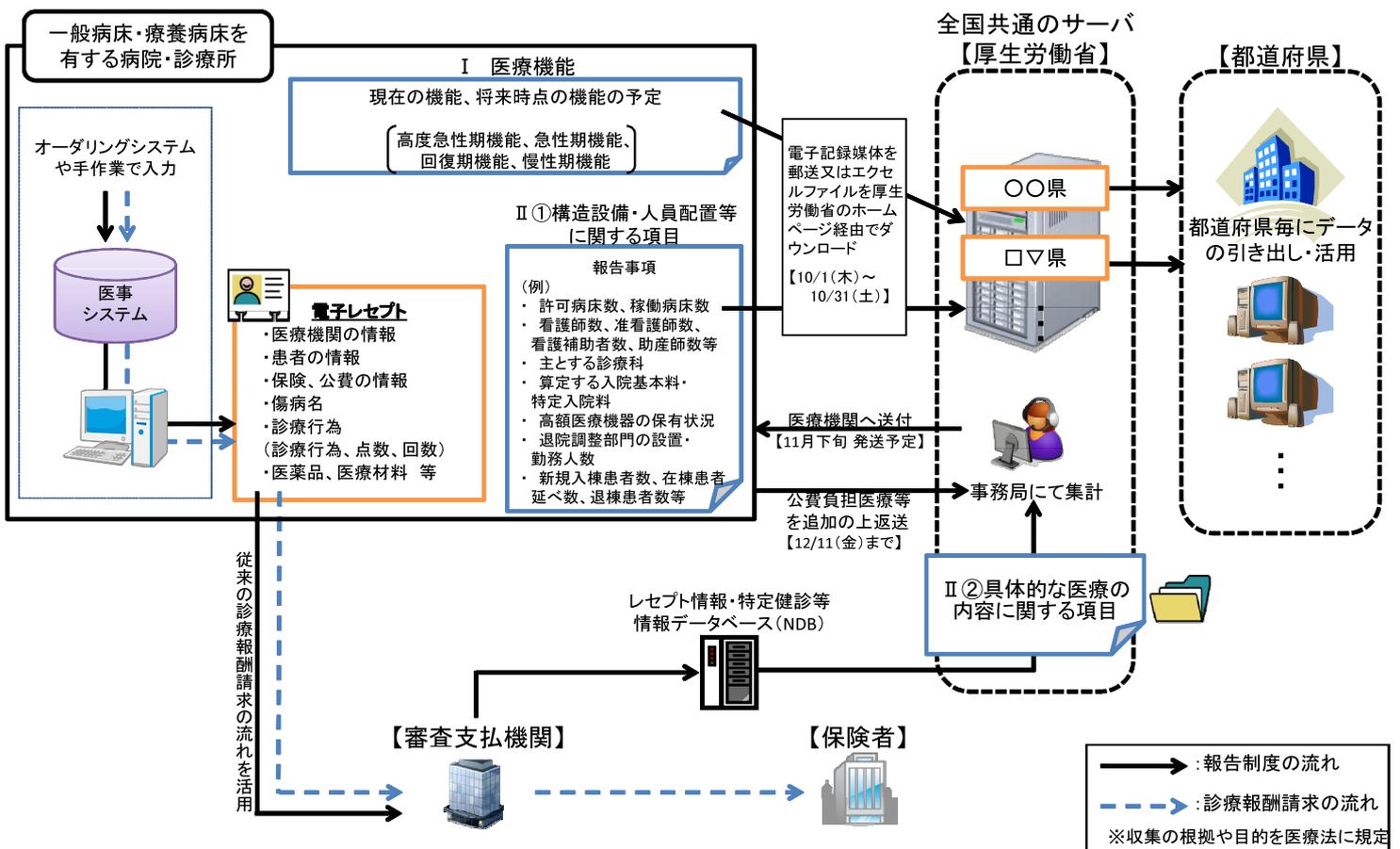
レセプト情報・特定健診
等データベース(NDB)
(保険局所管)

- ◆「高齢者の医療の確保に関する法律(第16条)」に
基づく利用
医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、
国及び都道府県が行う調査及び分析等に活用する。
- ◆上記の本来目的以外の利用(二次利用)
 - ・医療サービスの質の向上等を目指した正確なエビデ
ンスに基づく施策の推進
 - ・学術研究の発展に資する目的で行う分析・研究

※平成23年から活用開始
※平成27年から全数活用

社会医療診療行為別統計

病床機能報告制度における報告・集計等の仕組み (レセプト電子申請の 医療機関の場合)



公表イメージ (案 1)

平成 26 年に公表していた以下の項目については、他の調査等の情報により類似する項目を把握しているため平成 29 年調査で削除しました。掲載場所については以下のとおりです。

	平成 26 年まで公表していた項目	類似項目を把握している調査等
患者数	診療時間外受診患者延数	社会医療診療行為別統計、病床機能報告
	緊急入院患者延数	病床機能報告
	乳幼児 (3 歳未満) 延数	社会医療診療行為別統計
	新入院患者数	病床機能報告
手術等	全身麻酔 実施件数	社会医療診療行為別統計、病床機能報告
	内視鏡下消化管手術 実施件数	社会医療診療行為別統計
	悪性腫瘍手術 実施件数	

○調査結果等の掲載場所

病院報告	毎月・毎年	厚生労働省ホームページ e-Stat 政府統計の総合窓口	http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/80-1.html
社会医療診療行為別統計	毎年	厚生労働省ホームページ e-Stat 政府統計の総合窓口	http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/26-19.html
病床機能報告	毎年	各都道府県ホームページ	各都道府県ホームページ

【掲載例】

① ホームページへ



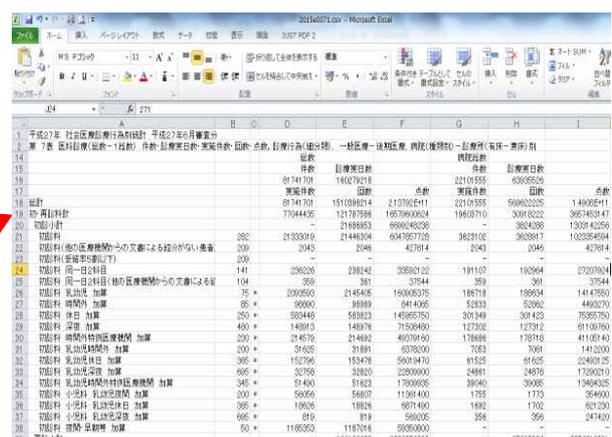
② 統計表掲載ページへ



③ 統計表一覧



④ 集計表イメージ



公表イメージ（案2）

平成28年までは病院報告で毎年公表していた病院の従事者数については、平成29年より一般診療所及び歯科診療所と同様に医療施設静態調査において把握し、3年周期で公表することといたしました。

他の調査等において類似する項目を把握していますので中間の年次は以下の情報を参考としてください。

従事者の職種	医師・歯科医師・薬剤師調査	衛生行政報告例	病床機能報告	医療機能情報提供制度
医師	○			○
歯科医師	○			○
薬剤師	○		○	○
保健師		○		
助産師		○	○	○
看護師		○	○	○
准看護師		○	○	○
看護業務補助者			○	
理学療法士（PT）			○	
作業療法士（OT）			○	
言語聴覚士			○	
歯科衛生士		○		○
歯科技工士		○		
診療放射線技師				○
臨床工学技士			○	
あん摩マッサージ指圧師		○		
柔道整復師		○		

○調査結果等の掲載場所

医師・歯科医師・薬剤師調査	2年周期	厚生労働省ホームページ e-Stat 政府統計の総合窓口	http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/80-1.html
衛生行政報告例	2年周期	厚生労働省ホームページ	http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/26-19.html
病床機能報告	毎年	各都道府県ホームページ	各都道府県ホームページ
医療機能情報提供制度	毎年	各都道府県ホームページ (厚生労働省ホームページよりリンク)	各都道府県ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryouteikyouseido/index.html)

オンライン調査推進のための取組

➤ アンケート等の結果を踏まえ、平成29年調査では更なる医療施設及び経路機関の負担軽減のための新たな取組を行うことにより、病院票の利用率向上を図り、一般診療所票及び歯科診療所票に本格導入する。

	平成23年	平成26年	平成29年(措置予定)
オンライン			
医療施設への取組	<ul style="list-style-type: none"> HPによる利用促進、関係団体を通じた利用に向けた周知 オンライン調査票への動態調査項目のプレプリント(施設名、住所、病床数など) コールセンターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> オンライン調査票に合計欄の自動計算機能及び常勤換算計算機能の付加 オンラインを推奨するリーフレット配布 	<ul style="list-style-type: none"> コールセンターの設置期間の延長 オンライン調査票の入力チェックの充実 オンラインを推奨するわかりやすいリーフレットに改善
経路機関への取組	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・指定都市・中核市を対象とした調査事務説明の全国会議での周知 	(政府統計共同利用システムのオンライン調査システムへの改善要望)	<ul style="list-style-type: none"> [オンライン調査システムの受付状況確認画面が改善済み(施設名の表示、ソート機能の追加)] 経路機関に対応するコールセンターの設置(利用者設定の支援) 医療施設基本ファイル表との照合用審査ツールの配布 CD-Rによる郵送提出の廃止

11